

茨木市次世代育成支援行動計画

(第3期計画：平成27～31年度)

次代の社会を担う子どもたちを育むまち“いばらき”

～子どもの最善の利益が実現される社会を目指して～

(素案)

平成26年(2014年)11月



茨木市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
第2節 計画の性格	3
1 位置付け	3
2 他計画との関係	4
第3節 計画の期間と推進体制	6
1 計画の期間	6
2 計画の推進体制と進行管理	6
第2章 計画の構想	7
第1節 計画の基本理念	7
第2節 施策展開についての考え方	7
1 ライフステージに沿った施策の展開	7
(1) 妊娠・出産期 ～ 安心して妊娠・出産できるように ～	8
(2) 就学前期 ～ のびのびと子どもが育ち、安心して子育てできるように ～	8
(3) 小・中学校期 ～ 「生きる力」と豊かな感性が育まれるように ～	9
(4) 青年期 ～ 心豊かな次代の親が育つように ～	9
2 社会的な支援が必要な子どもや家庭に対する施策の展開～ 社会的な支援 が必要な子ども・家庭が安心できるように ～	10
3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策の展 開 ～ 仕事と生活の調和がとれるように ～	10
4 施策展開のイメージ図	11

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

1 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行に伴って、労働力人口の減少や就労環境の変化、社会保障負担の増加の一方、核家族化の進行による地域社会の活力低下など社会経済情勢を背景に、子どもや子育て家庭を取り巻く状況は変化しており、次代の子どもを育成するためには、子育てを社会全体で支援していくことが一層重要となっています。

国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法^{*1}」（以下、「次世代法」という。）を制定し、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、次世代育成に向けた取組を進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、平成24年には、子ども・子育て支援法（以下、「支援法」という。）を含む「子ども・子育て関連3法^{*2}」を制定しました。この法律に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度となる「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」という。）を平成27年4月から導入することとなりました。

新制度は、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に、障害、疾病、虐待、貧困など社会的支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざしています。

また、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくこととしています。

これらの取組を計画的に推進するため、支援法では、市町村に対し「子ども・子育て支援事業計画」（以下、「事業計画」という。）の策定を義務付けています。

また、平成26年4月に「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」（以下、「改正次世代法」という。）が成立したことにより次世代法が10年間延長されました。次世代法に基づく「次世代育成支援行動計画」（以下、「行動計画」という。）は、「事業計画」と一体のものとして策定することが可能とされました。

本市においては、支援法の趣旨や新制度の考え方、並びに平成26年度までの行動計画に基づく取組みの評価・課題を踏まえ、次世代育成支援に関する施策と子ども・子育て支援事業とを一体的・総合的に推進するため、平成27年度から5年間を一期とする「茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の目的

本市では、平成17年3月に、次世代法に基づき「茨木市次世代育成支援行動計画（前期計画：平成17年度から21年度）」を、また、平成22年3月には前期計画を評価の上、さらに発展的な施策を定めた「茨木市次世代育成支援行動計画（後期計画：平成22年度から26年度）」を策定し、基本理念『子どもの成長を見守り、豊かな夢を育むまち 一茨木市』のもと、家庭と地域、企業や行政が一体となり、次世代育成支援に関する取組みを進めてきました。

今後は、後期計画での取組を継承しつつ、新制度の趣旨を踏まえ、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」のための取組を推進するとともに、結婚から妊娠・出産、子育てなどの各ライフイベント^{*3}での支援をはじめ、乳幼児期から青少年期までに至る切れ目ない支援のほか、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭や要保護児童への支援、家庭と仕事の両立支援など、本市において子どもを生き育てやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

これら課題の解決に向け、本計画を策定し、子ども・子育てに関する給付・事業の計画的な確保・実施に加え、次世代育成支援施策を含む総合的な施策を一層推進します。

*1 次世代育成支援対策推進法

国の少子化対策の一環として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備を進めるために制定された法律。この法律に基づき、国・地方公共団体だけでなく、企業にも次世代育成支援のための行動計画を策定することを求めています。平成27年3月31日までの時限立法でしたが、平成37年3月31日まで10年間延長されています。この措置は、平成25年12月に労働政策審議会雇用均等分科会で取りまとめた報告書に基づくもので、次世代育成支援対策推進法を延長し、今後の10年間を更なる次の取組期間とするほか、男性の育児休業取得基準に係る中小企業の特例拡充や、女性の育児休業取得基準の見直し等、認定基準の見直しを行っている。また、現行制度とは別に、より高い水準を目指す、新たな認定制度を創設するとしています。

*2 子ども子育て関連3法

次の3法を指します。

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

*3 ライフイベント

人生の節目に起こるさまざまな出来事のこと。誕生、就学・就職、結婚、出産・子育てなど。

第2節 計画の性格

1 位置付け

本計画は、改正次世代法第8条で規定する「市町村行動計画」（次世代育成支援行動計画・任意策定）に位置づけられ、支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条で規定する「子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）と一体的に策定しています。

また、本計画には、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で規定する「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」並びに、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」に関する施策を含んでいます。

■関係法律の関連条文（抜粋）

【次世代育成支援対策推進法】

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

【子ども・子育て支援法】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【母子及び父子並びに寡婦福祉法】

（自立促進計画）

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

【子ども・若者育成支援推進法】

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

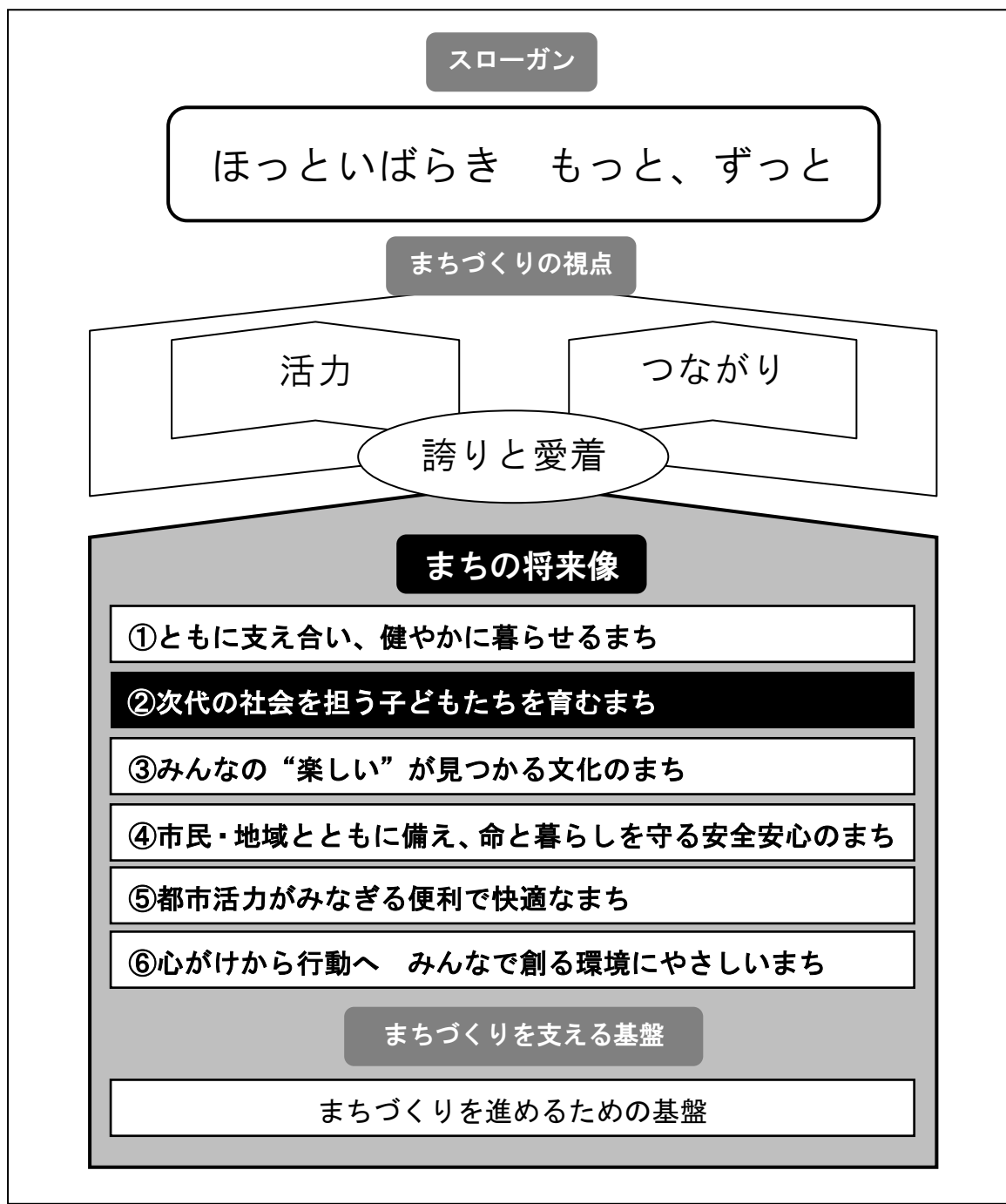
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 他計画との関係

本計画は、福祉をはじめ保健・医療、教育、労働、生活環境など市政の各分野にわたる総合的な計画として策定するものです。

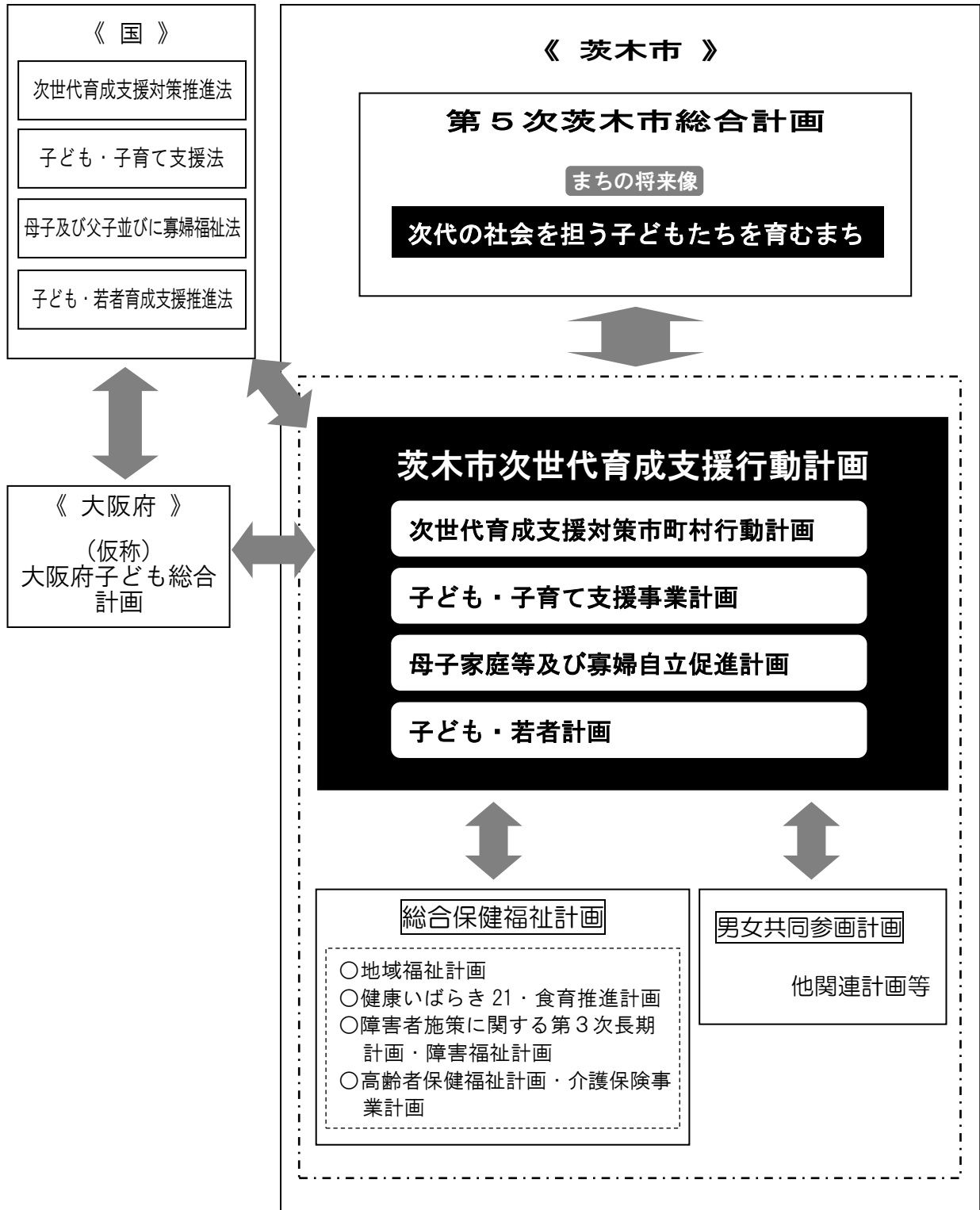
本計画は、まちづくりの総合的指針である「第5次茨木市総合計画」を上位計画とし、総合計画の基本構想で目指す6つのまちの将来像のうち、「次代の社会を担う子どもたちを育むまち」の実現のための一翼を担う分野別計画となるものです。

【総合計画・基本構想の概要】



また、本計画は、大阪府の「（仮称）大阪府子ども総合計画」をはじめ、「茨木市総合保健福祉計画」を上位計画とする保健福祉に関する計画や「茨木市男女共同参画計画」などの関連計画等と連携を図り推進していきます。

【関連計画等との関係図】



第3節 計画の期間と推進体制

1 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度から31年度までとします。

また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

2 計画の推進体制と進行管理

本計画の進行にあたっては、次世代育成支援施策、子ども・子育て支援事業について市民への広報・啓発に努めるとともに、「茨木市こども育成支援会議」が計画の進行管理を行います。

会議では、特定教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの確保状況のほか、次世代育成支援に関する施策（事業）の進行状況の把握と検証・評価を行い、計画推進における課題の分析、取組方策を協議します。

また、協議内容等については、市民への情報提供に努めます。

第2章 計画の構想

第2章 計画の構想

第1節 計画の基本理念

本計画の策定の趣旨で述べた子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるための課題解決にあたり、その基本原則となる考え方（基本理念）を次のとおり定め、子ども・子育てや次世代育成に関する様々な施策の展開を図ります。

次代の社会を担う子どもたちを育むまち “いばらき”

～「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して～

第2節 施策展開についての考え方

本計画では、児童の権利に関する条約において定められている4つの包括的権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）を前提に、「子どもの最善の利益」が優先されるよう、子どもの視点に立ちながら施策を展開します。

また、子どもの年齢や家庭の経済力、家族形態などに関係なく、すべての子育て家庭に対するすき間のない支援とともに、妊娠・出産期から子どもの育成支援まで、子どもの成長過程に沿った相談や情報提供をはじめ、必要な支援を切れ目のなく、きめ細かく行う視点に立ちながら施策を展開します。

さらに、行政だけの公的な支援だけでなく、地域における主体的な子育て支援活動と連携・協働し、「子育てでつながる地域社会」を実現する視点に立ちながら施策を展開します。

1 ライフステージに沿った施策の展開

本計画に定める子ども・子育てに関する施策は、保健福祉、医療、教育、労働、生活環境等あらゆる分野に関わり、また妊娠・出産期から青年期に至るまでのライフステージにわたることから、各分野、各ライフステージにおいて、ニーズや課題に沿った適切な施策を展開する必要があります。

ライフステージを、①妊娠・出産期、②就学前期、③小・中学校期、④青年期の4つのステージに分け、それぞれの段階における課題解決に向け取り組むべき施策や事業を定め計画的に推進します。

各ステージにおいて取り組むべき施策の考え方は次のとおりです。

(1) 妊娠・出産期 ～ 安心して妊娠・出産できるように ～

これから親となる世代が、将来子どもを生き育てたいと思えるように、生命をつなぐことの意義をはじめ、子どもを生き育てることや家庭を築くことの大切さなどの理解を深めるための教育や啓発を充実します。

また、妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産・育児ができるようように、妊娠期における健康の保持・増進をはじめ、妊娠・出産・子育てに関する知識の普及や育児支援などを充実します。

【施策の方向】

- 子どもを生き育てるための意識啓発
- 妊産婦の健康保持・増進

(2) 就学前期 ～ のびのびと子どもが育ち、安心して子育てできるように ～

子どもが健やかに成長し、保護者が子育てを楽しく感じることができるよう、子育て支援や母子保健サービスの充実を図るとともに、子育てを地域全体で支援し、子育てしやすい環境づくりを推進します。

また、就労形態の多様化に伴う保育サービスのほか、幼児期の教育に対するニーズに応える事業など、すべての子育て家庭のニーズに対応した子育て支援の充実を図ります。

【施策の方向】

- 子どもの健康保持・増進
- 就学前教育・保育の充実
- 子育て支援サービスの充実
- 地域ぐるみの子育て支援
- 安心して外出できる環境整備

(3) 小・中学校期 ～ 「生きる力」と豊かな感性が育まれるように ～

すべての児童・生徒の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成することで、「生きる力」を向上させるとともに、個人の可能性を最大限引き出すため、学校園をはじめ保育所、関係諸団体が連携して就学前から中学校卒業まで一貫した「きめ細やかで質の高い教育」を保障し、「学びを通じた信頼される学校づくり」を推進します。

また、子どもが地域で安全・安心に過ごすことができる居場所の充実や、子ども自身がまちづくりに参加・参画できる機会の充実を図ります。

【施策の方向】

- 特色ある学校教育の充実
- 学校・地域・家庭の連携
- 安全で安心な居場所づくり
- 子どもの視点を取り入れた社会づくり

(4) 青年期 ～ 心豊かな次代の親が育つように ～

多様な社会活動への参加や幅広い体験を通し、自ら考え、自ら行動する力を身につけ、また就労や結婚、出産、子育てなど、自身の将来について主体的に向き合い、自己実現に向けて前向きに取り組み、夢や目標を実現することができる自立した子ども・若者の育成を図ります。

さらに、家庭や学校、地域の関係者等との連携のもと、子ども・若者の健全育成を図り、心豊かにたくましく成長することができるよう支援します。

【施策の方向】

- 若者の自立支援
- 青少年の健全育成
- 体験活動の充実

2 社会的な支援が必要な子どもや家庭に対する施策の展開～ 社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できるように ～

家族構成や家庭環境、国籍などに関係なく、多様性を認め合い、「子どもの最善の利益」が優先されながら育成されるよう、支援が必要な子どもや家庭に対し、関係機関・団体が連携した対策を推進し、社会全体が温かく見守る環境づくりに取り組みます。

ひとり親家庭には、きめ細かな福祉サービスの展開をはじめ、就業支援や経済的支援など総合的な取組を推進します。また、障害のある子どもを養育する家庭には、障害の状況に応じた適切な保育・療育・教育や福祉サービスが提供される体制の充実を図ります。さらに、児童虐待の防止に向けた取組を強化するとともに、児童虐待の早期発見、虐待を受けた子どもの保護や自立支援などのための支援を推進します。そのほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」並びに「子供の貧困対策に関する大綱」が施行されたことを踏まえ、本市においても、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

【施策の方向】

- ひとり親家庭支援
- 障害のある子どもを養育する家庭への支援
- 児童虐待防止
- 外国人など配慮が必要な家庭への支援
- 子どもの貧困対策

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策の展開 ～ 仕事と生活の調和がとれるように ～

男女ともに仕事時間と生活時間の調和がとれた暮らし方を送ることができるようにするため、働き方の見直しなど、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や育児休業法等について企業や労働者に対し啓発や情報提供を図ります。

また、男女均等な就業機会の確保と雇用促進を図り、結婚や出産、子育てや介護などを理由に就労が中断しても、労働者の希望に応じ働き続けられる職場環境の改善・充実を企業に働きかけます。

【施策の方向】

- 意識啓発
- 職場環境の改善

4 施策展開のイメージ図

